

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最も重要な基盤として位置づけております。当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として掲げ、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視、監査報酬の決定等、経営の重要な問題をこの方針に従い判断しております。

効率性の向上

迅速かつ適正な意思決定プロセスの確立及び企業経営の効率性を向上させることで企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーに対して、その利益の還元に努めてまいります。

健全性の確保

激しく変化する事業環境の中、企業価値の最大化を図るため、当社を取り巻く様々なリスクを適切に認識・管理するとともに、法令を含む倫理・社会規範等及びその背後にある社会的価値やその変化を捉えて的確に対処する体制（コンプライアンス体制）を確立することで経営の健全性の確保を図ってまいります。

透明性の向上

企業に対して情報開示の重要性が高まる中、当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、積極的なIR活動を行うことでディスクロージャーをさらに充実させ、経営の透明性の向上を図ってまいります。

また、当社及び当グループは、CSR活動を当グループの持続的価値創造とステークホルダーの持続的発展の双方を実現するための行動として捉え、企業市民として社会の広範な要請に応えるため、当グループのCSR活動に関し連絡・調整を行う機関としてグループCSR連絡会議を、また専門部署としてグループCSR推進室をそれぞれ設置しております。そして、CSR活動の基礎となる「グループ経営理念」「グループCSR憲章」「グループ行動規範」及び「グループ・マネジメントポリシー」を制定するとともに、個別の業務を直接規律する各種社内規程やマニュアル等を改定・整備し、ステークホルダーとの良好な関係を構築するため、グループ全体で自主的かつ積極的にCSR活動を展開しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
里見 治	33,619,338	14.15
有限会社エフエスシー	12,972,840	5.46
株式会社HS Company	10,000,000	4.21
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	7,876,871	3.31
CBNY — ORBIS SICAV	5,111,618	2.15
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	5,090,569	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,025,200	2.11
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE—AC)	5,014,913	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,362,500	1.83
BNYM TREATY DTT 15	4,140,996	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

上記「大株主の状況」については以下の条件で計算しております。

※2015年3月末時点の状況を記載しております。

※持株比率は、自己株式(28,801,789株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩永 裕二	弁護士											
夏野 剛	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩永 裕二	○	——	国際弁護士としての専門的見地並びにグローバル企業の経営に関する高い見識を当社の経営に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資金的関係または取引関係はないため、独立性を有していると考え社外取締役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。

夏野 剛	○	_____	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資金的関係または取引関係はないため、独立性を有していると考え社外取締役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。
------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 当社は、会計面におけるコンプライアンスの充実を図るためには、監査役と会計監査人の連携が必要不可欠であると考え、当社、株式会社セガ（※）及びサミー株式会社の常勤監査役、経理部門の担当役員、内部監査部門、内部統制部門等並びに当社会計監査人である有限責任 あずさ監査法人によって構成される「ホールディングス監査連絡会」を原則として毎月開催しております。

内部監査部門（内部統制部門含む）と会計監査人の連携状況
 内部監査部門、内部統制部門と会計監査人との連携のための定例会議は設けておりませんが、内部監査及び財務報告内部統制に係る経営者評価上の発見事項や、会計監査の過程で発見された事項等については、それぞれの監査に資するように適宜情報共有しているほか、上記のホールディングス監査連絡会が、監査役、内部監査部門、内部統制部門と会計監査人の情報共有の場となっております。

監査役と内部監査部門の連携状況
 当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」並びに業務における適正性の確保を図るためには、監査役と内部監査部門の連携が必要不可欠であると考え、当社、株式会社セガ（※）及びサミー株式会社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門によって構成される「監査役内部監査室連絡会」を原則として毎月開催しております。

（※）2015年4月より株式会社セガ・ホールディングス（2015年4月に株式会社セガを分割会社とする新設分割により設立）に中間持株会社としての機能を持たせたことに伴い、株式会社セガホールディングスが株式会社セガの経営管理及びそれに付帯する業務機能を承継いたしました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
嘉指 富雄	他の会社の出身者													
平川 壽男	他の会社の出身者													
榎本 峰夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嘉指 富雄	○	——	豊富な実務並びに監査役としての経験・知識を当社の監査に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資本的関係または取引関係はないため(左記当社子会社を除く)、独立性を有していると考え社外監査役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。
平川 壽男	○	——	豊富な実務並びに監査役としての経験・知識を当社の監査に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資本的関係または取引関係はないため(左記当社子会社を除く)、独立性を有していると考え社外監査役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。
榎本 峰夫	○	——	弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資本的関係または取引関係はないため(左記当社子会社を除く)、独立性を有していると考え社外監査役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員選任方針は、以下のとおりとしております。
(a) 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定する。

(b) 独立性の基準に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して判断することとする。
また、当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から直近の独立役員届出書提出日までの各期間において、「取引」については「取引高1億円未満」、「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値の一層の増大を図るため、株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社の業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的として、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、以下の者に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。

2012 年6 月開催の当社定時株主総会議及び同年7月開催の当社定時取締役会決議に基づき、当社の取締役

2012 年7 月開催の当社定時取締役会決議に基づき、当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社における2015年3 月期の取締役に対する報酬の内容は以下の通りであります。

年間報酬総額

取締役9 名 575百万円(うち社外取締役 2 名 32 百万円)

(注) 取締役の報酬限度額は、2012 年 6 月開催の定時株主総会において1,000百万円と決議されております。

上記の内容は、事業報告において開示しており、当社ウェブサイトに掲載しております。

なお、有価証券報告書では、一部のものだけ個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により委任された代表取締役が、他の担当取締役と協議のうえ、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制につきましては、取締役会における議案等の内容を事前に充分検討できるよう、事務局による適正な情報伝達体制を構築しております。

社外監査役へのサポート体制につきましては、監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室所属スタッフが監査役の指揮・命令のもと監査役の職務を補助しております。なお、監査役室所属スタッフの任命・異動・評価等に関する事項については、監査役会の事前の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保しております。また、社外監査役が出席する会議体における議案等の内容を事前に充分検討できるよう、各会議体事務局、監査役室、内部監査担当部門及び内部統制担当部門等による適正な情報伝達体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社及び当グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最も重要な基盤として位置づけております。当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として掲げ、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視、監査報酬の決定等、経営の重要な問題を、この方針に従い判断しております。

また、当社及び当グループは、激しく変化する経営環境の中で、業界・市場動向・製品・商品・サービス等に関する知識や経験等に富んだ取締役が迅速かつ最適な経営判断を導き出すと考え、監査役設置会社形態を採用し、併せて、社外取締役の選任、執行役員制度と内部監査体制の強化等を行い、運営と管理の両面からコーポレート・ガバナンス体制を充実させております。

社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

a) 社外取締役につきましては、社外取締役の持つ高い見識と幅広い経験に基づき、外部的視点から、当社及び当グループの企業価値をどのよ

うに高めるかを助言する機能に加え、取締役の業務執行に対する監督機能を期待し、経営者、弁護士等から選任しております。

b) 社外監査役につきましては、監査体制の中立性・独立性の向上という、コーポレート・ガバナンス体制の実現において重要な役割を担っているものと理解し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより経営の健全性を確保することを期待し、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しております。

社外取締役及び社外監査役の独立性についての考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して判断することとし、当該基準を充たした者は一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

監査役の機能強化に係る取り組み状況につきましては、【監査役関係】及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】をご参照ください。

なお、当社は業務執行、監査・監督機能の向上を目指し、主に以下の会議体を運営しております。

a) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1度の定時取締役会並びに適宜開催する臨時取締役会において、現在9名の取締役により機動的経営を図っております。なお、各事業会社における一定の経営上の重要事項等については、当社の取締役会等の機関においても決議・報告を行っております。

b) 監査役会

監査役会は、原則として毎月1度の定時監査役会並びに適宜開催する臨時監査役会において、現在4名の監査役により議論を行い、具体的問題について十分に分析検討しております。

c) 任意設置委員会

任意設置委員会は、取締役会から特に付託された当グループの経営に関する特定事項について議論・検証を行い、その結果を取締役会へ報告・上程するための機関であります。また、任意設置委員会は、さらに特化したテーマについて議論・検証を行う機関として、小委員会を設置しております。

d) 連絡会議

連絡会議は、コーポレート・ガバナンスに関する当グループの方針等について議論・検証し、調整を図るための機関であり、現在、グループ内部統制連絡会議、グループCSR連絡会議及びグループ・コンプライアンス連絡会議の三つの機関があります。グループ内部統制連絡会議とグループCSR連絡会議は、当社、株式会社セガ(※)及びサミー株式会社の内部統制またはCSR担当役員により構成され、原則として四半期に1度開催いたします。また、グループ・コンプライアンス連絡会議は、当社、株式会社セガ(※)、サミー株式会社、タイヨーエレクトリック株式会社、株式会社サミーネットワークス、株式会社セガトイズ、株式会社トムス・エンタテインメント、フェニックスリゾート株式会社及び日本マルチメディアサービス株式会社等のコンプライアンス担当役員等により構成され、原則として半期に1度開催いたします。

e) グループ監査役連絡会

グループ監査役連絡会は、当グループ各社の常勤監査役により構成され、当社及び当グループを取り巻くタイムリーな課題(法改正等)に関する情報共有及びグループ各社監査役間の連携を密にするため、適宜開催いたします。

f) ホールディングス監査連絡会

ホールディングス監査連絡会は、当社、株式会社セガ(※)及びサミー株式会社の常勤監査役及び経理部門の担当役員、内部監査部門、内部統制部門等並びに当社会計監査人である有限責任 あずさ監査法人により構成され、それぞれの立場で意見交換を行い、会計面におけるコンプライアンスの充実を図るため、原則として毎月開催いたします。

g) 監査役内部監査室連絡会

監査役内部監査室連絡会は、当社、株式会社セガ(※)及びサミー株式会社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門間の情報共有による企業経営の「健全性の確保」を目的とし、当社、株式会社セガ(※)及びサミー株式会社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門により構成され、原則として毎月開催いたします。

(c)任意設置委員会及び(d)連絡会議は、当グループの経営に関する特定の事項について、議論・検証を行っております。

また、(e)グループ監査役連絡会、(f)ホールディングス監査連絡会及び(g)監査役内部監査室連絡会は、経営監視に関し、構成メンバーを異にする情報共有及び意見交換を行う機関であり、当社と当グループ子会社各社の連携に資するものであります。

(内部監査の実施状況)

監査の状況としては、業務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するため、当社は内部監査担当部門を設置しており、11名体制で当社及びグループ各社を対象とした内部監査を実施しております。また、当社及び当グループ子会社各社の内部監査部門との間で定期的に連絡会を開催し、監査情報の共有や相互の連携を深めております。

会計監査人につきましては、2004年10月1日に当社が設立されて以来の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、期末監査に限らず、決算期中の 会計処理などについても会計監査的な観点からのアドバイスを適時受けております。

(※)2015年4月より株式会社セガ・ホールディングス(2015年4月に株式会社セガを分割会社とする新設分割により設立)に中間持株会社としての機能を持たせたことに伴い、株式会社セガホールディングスが株式会社セガの経営管理及びそれに付帯する業務機能を承継いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当グループは、激しく変化する経営環境の中で、業界・市場動向・製品・商品・サービス等に関する知識や経験等に富んだ取締役が迅速かつ最適な経営判断を導き出すと考え、監査役設置会社形態を採用し、併せて、社外取締役の選任、執行役員制度と内部監査体制の強化を行い、運営と管理の両面からコーポレート・ガバナンス体制を充実させております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年6月開催の定時株主総会から総会期日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	-
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及び携帯電話を通じた議決権の行使を2005年6月開催の定時株主総会より実施しております。また、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに2007年6月開催の定時株主総会より参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知(全文)の英訳版を作成し、以下のURLに掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/english/ir/library/data.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下のURLにて、IRポリシーとして情報開示の基本姿勢を掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/management/irpolicy.html (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/management/irpolicy.html (英語)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期において、本決算、第2四半期決算についてはアナリスト向け説明会の様子をストリーミング(音声付動画)にて配信し、第1四半期、第3四半期決算についてはアナリスト向け電話会議における説明概要を以下のURLに掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/ (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/library/ (英語)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算並びに本決算時にアナリスト・機関投資家を対象として、当社代表取締役より決算及び事業計画に関する説明会を行っております。また、第1四半期、第3四半期決算時には、コンファレンスコール(電話会議による決算説明)を実施しております。 2015年3月期において、2014年5月、11月に決算説明会を開催し、2014年8月、2015年2月にコンファレンスコールを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外IRロードショーを実施しております。2015年3月期において、2014年9月、2015年3月にアジア地域、2014年5月、11月に欧州地域、2014年11月に北米東海岸地域におけるロードショーを実施いたしました。また、証券会社が主催するコンファレンスに代表取締役、IR担当者が参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにて、IR資料として決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、財務データ、東京証券取引所への届出、市場データ、アニニアルレポート、事業報告書、決算公告などを掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/ (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/ (英語)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: グループ代表室 IR部 担当取締役: グループ代表室管掌取締役 事務連絡責任者: グループ代表室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当グループは、ステークホルダーを「お客さま」「お取引先」「株主・投資家」「従業員」「社会」の5つに分け、それぞれへの取り組み姿勢を明文化した「グループCSR憲章」、並びに、より業務に密接した具体的な行動・業務指針として「グループ行動規範」「グループ・マネジメントポリシー」を制定するとともに、これを受けて、社内規程では、経営理念を尊重し行動規範等を遵守して職務を遂行すべきこと等を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「グループCSR憲章」「グループ行動規範」及び「グループ・マネジメントポリシー」(環境保全については、グループ・マネジメントポリシーの一つである「セガサミーグループ環境に関する方針」)により、当社及び当グループにおけるCSR活動全般及び環境保全活動に関する方向性を明示しております。なお、当グループの代表として当社がCSR活動及び環境保全活動を自主的かつ積極的に展開するだけでなく、各事業会社においても自社事業領域内を中心に当該活動を展開しており、これらの結果等を記載した「グループCSRレポート」を作成し、当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

(1)当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン(以下「グループ理念・規範」と総称する)を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。

更に、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組み込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2)当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関する方針、並びにITセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3)当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを制定するとともに、当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4)当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5)当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対応の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6)次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者(以下3、4において「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループ・コンプライアンス連絡会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

2. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組みせるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

3. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

4. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

(7)当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との

兼務使用人をもって当てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

(8)次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

1. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

2. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当するもの及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査役は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。

(10)当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用等の費用等も、これに含まれる。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組み込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

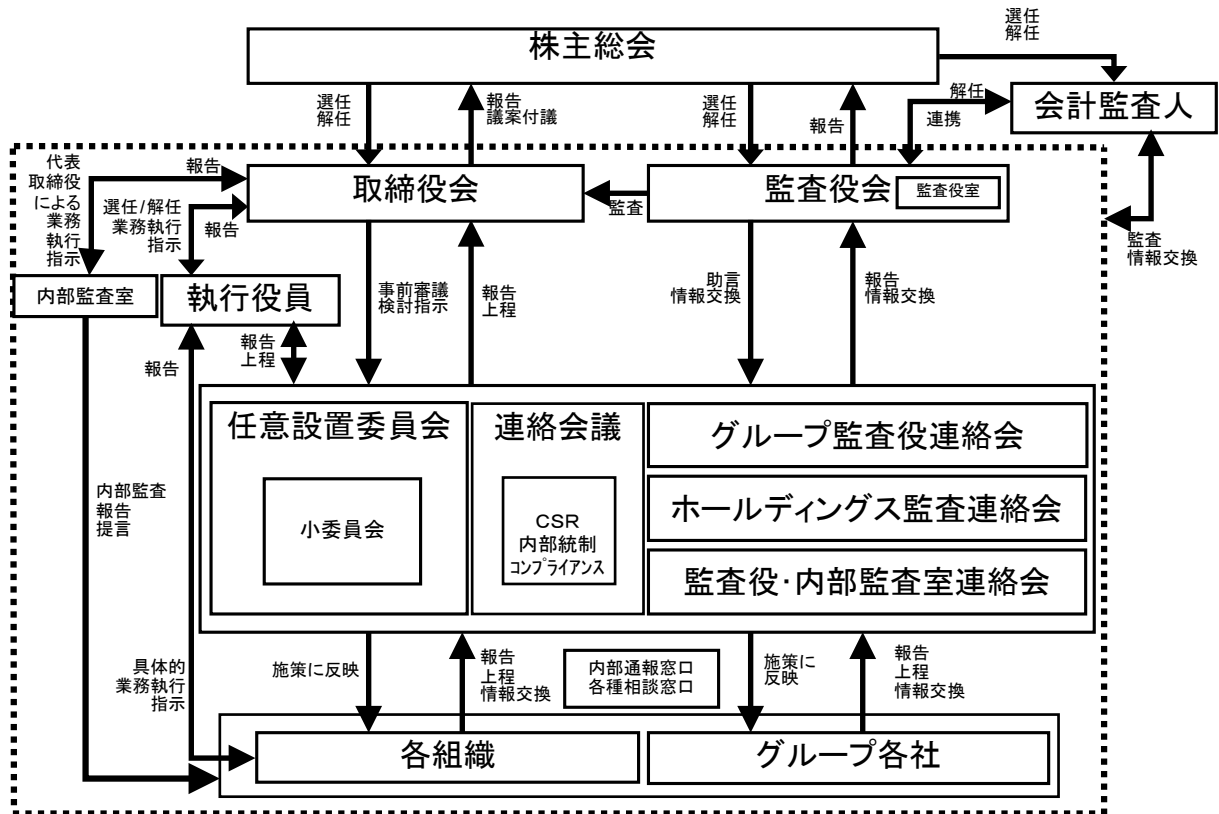
当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」に努め、ステークホルダーからの期待に応えることが企業価値の最大化や株式時価総額の引き上げにつながり、結果としては最善の買収防衛策になると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社及び当グループにおけるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ内部統制連絡会議、グループCSR連絡会議及びグループ・コンプライアンス連絡会議の三つの機関を設置するとともに、それらに対応し、かつ互いに連携・協働する専門部署としてグループ内部統制室及びグループCSR推進室を設置し、グループ経営に係る内部統制構築上の問題点、進捗等について審議・確認し、その維持向上に取り組んでおります。

また、当グループでは、グループ内部統制プロジェクトを2006年3月期に立ち上げ、企業集団として金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度（いわゆる日本版SOX法）が求める内部統制システムの評価・報告の仕組みを整備し、また評価によって発見した不備の改善を進めてまいりました。この結果、財務報告の信頼性確保への取り組みが定着し、2015年3月期における当グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断するに至りました。今後につきましても、財務報告の信頼性を継続的に確保するとともに、効率性の向上と健全性の確保も視野に入れ、内部統制システムの維持と構築に取り組んでいきます。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要図

